

○志免町学生消防団活動認証制度実施要綱

平成 30 年 3 月 14 日志免町告示第 15 号

志免町学生消防団活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生(以下「大学生等」という。)について、町長がその功績を認証(以下「認証」という。)することにより、大学生等の就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 認証の対象となる者は、町内在住の大学生等又は大学等を卒業して3年以内の者であつて、在学中に本町の消防団員として1年以上(過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。)継続的に消防団活動を行った者(以下「認証対象団員」という。)とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請)

- 第3条 認証を希望する認証対象団員は、消防団長に認証推薦依頼書(様式第1号)を提出するものとする。
- 2 消防団長は、前項の認証推薦依頼書を提出した認証対象団員に顕著な実績があると認め、認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦する場合は、町長に認証推薦書(様式第2号)を提出するものとする。
- 3 町長は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象団員の実績が顕著であつたことを確認できる資料又は証明書の提出を求めることができる。

(審査)

- 第4条 町長は、前条第2項の認証推薦書が消防団長から提出された場合は、当該認証対象団員の認証の可否について審査するものとする。
- 2 前項の審査に当たっては、町長、副町長、生活安全課長、消防団長等で構成する審査会を開催し、協議することができる。

(認証決定通知書の交付)

第5条 町長は、前条第1項の審査により決定した場合は、第3条第2項の認証推薦書を提出した消防団長に対して、志免町学生消防団活動認証(不認証)決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 町長は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、志免町学生消防団活動認証状(様式第4号)(以下「認証状」という。)を交付するものとする。

2 町長は、被認証者が就職活動において企業等に提出するために必要とする場合は、志免町学生消防団活動認証証明書(様式第5号)(以下「認証証明書」という。)を交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 町長は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

(1) 刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合

(2) 認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合

(4) 前三号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があった場合

2 前項により認証を取り消した場合、町長は被認証者に対し、志免町学生消防団活動認証(不認証)取消通知書(様式第6号)で通知するものとする。

3 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状及び認証証明書を直ちに町長に返還しなければならない。

(本制度の周知)

第8条 町長は、本制度について、認証対象団員に対する周知に努めるものとする。

2 町長は、本制度について、町内の企業等に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、生活安全課において所掌する。

附 則

この告示は、平成 30 年4月1日から施行する。